

令和7年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

令和7年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業

2. 事業目的

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本(ATWS2023)開催と以降のプロモーションにより、海外から北海道のアドベンチャートラベル(AT)への注目が高まっているが、ATWS2023参加者アンケート等による意見では情報不足を課題として挙げる声が依然として多いことから、引き続き海外へ向けて情報を発信していくことが求められている。

当機構では、動画視聴の主要場面がソーシャルメディアである現状に合わせ、昨年度事業では20数本の縦型ショート動画を制作した。しかし、制作後の発信は短期間の広告配信1度に留まったため、本年度は既存のショート動画を活用した配信をさらに進めるとともに、アドベンチャートラベラーの関心を引きやすい国立公園を題材としたショート動画も新たに制作・配信することにより、海外の旅行会社、メディア、一般消費者へ向けたさらなる情報発信を目指す。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール(予定)

4月28日(月)	公示
5月12日(月)	企画提案の参加表明期限
5月23日(金)	企画提案書の提出期限
6月4日(水)	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定) ※4社以上応募の場合は26日(月)に書類による予備審査、6月4日(水)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う
6月上旬～1月	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構
事業企画本部 プロモーション部 石橋静枝
Email ishibashi@visithkd.or.jp
TEL 070-8921-4658

以上

令和7年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業 企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

アドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）開催と以降のプロモーションにより、海外から北海道のアドベンチャートラベル（AT）への注目が高まっているが、ATWS2023 参加者アンケート等による意見では情報不足を課題として挙げる声が依然として多いことから、引き続き海外へ向けて情報を発信していくことが求められている。

当機構では、動画視聴の主要場面がソーシャルメディアである現状に合わせ、昨年度事業では20数本の縦型ショート動画を制作した。しかし、制作後の発信は短期間の広告配信1度に留まったため、本年度は既存のショート動画を活用した配信をさらに進めるとともに、アドベンチャートラベラーの関心を引きやすい国立公園を題材としたショート動画も新たに制作・配信することにより、海外の旅行会社、メディア、一般消費者へ向けたさらなる情報発信を目指す。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ① 民間企業
 - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和8年1月24日（金）まで
- (2) 業務スケジュール
4月28日（月） 公示

- 5月12日（月） 企画提案の参加表明期限
 - 5月23日（金） 企画提案書の提出期限
 - 6月4日（水） 審査会（ヒアリング審査）の実施（予定）
※4社以上応募の場合は5月26日（月）に書類による予備審査、6月4日（水）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う
 - 6月上旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
 - 1月23日（金） 事業実績報告書の提出
- ※事業説明会はいりません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 映像制作

- ① 用途
北海道のATに係わる各種プロモーション（SNSでの配信など）ならびに国内外の旅行会社（DMC）、DMO、メディアへの提供
- ② 基本規格
フルHD以上 1920×1080ピクセル MP4ファイル形式
- ③ 言語
英語を基本とし、日本語の音声が入る場合は英語字幕を入れること。
- ④ 制作本数・尺
縦型動画 15～30秒程度 3本以上
- ⑤ 編集方法・素材
新規撮影および既存素材の編集による制作とする。
- ⑥ テーマ・内容
北海道アドベンチャートラベルガイドと巡る国立公園（特に支笏洞爺国立公園、利尻礼文サロベツ国立公園、日高山脈襟裳十勝国立公園）
- ⑦ 留意事項
 - ア. 新規撮影を基本とすること。
 - イ. 既存のATモデルコースをイメージした内容とすること（想定コースのリストは参加表明後に提供する。ただし、コースの全てを忠実に動画で表現する必要はない）。
 - ウ. 編集にあたり、これまでに制作した動画を参考とし、ATの理念や視聴対象となるマーケットのニーズに合致するようにATに知見のある者を監修としてつけること。

参考動画
<https://youtube.com/playlist?list=PLakCwS7e5hdkUs22iB3rPcTaPB6IDylP&si=I1YjI78hdkx1hEqr>

 - エ. 使用する音源（BGM）等は、著作権フリー素材を使用すること。有償素材使用の場合はその使用範囲が納品後の編集を含む2次利用が可能であること。
 - オ. 仮編集の段階で、観光機構に内容の確認を行うこと。
 - カ. 映像および編集後の動画の著作権は、観光機構のみに帰属するものとする。

(2) 映像発信

(1)により制作した動画ならびに既存の動画を活用し、ウェブ広告やSNS広告など、旅前シーンで欧米豪の観光客等に効果的に訴求できる媒体による配信を提案すること。

- ① 対象市場
配信エリアを提案すること（欧州、北米など、または国まで絞ることも可）。
- ② 媒体・配信プラン
 - ア. 使用するメディアの詳細（名称、種類、特徴、視聴者・登録者数、フォロワー数、ページビュー数、ユニークユーザー数、視聴閲覧者の国別割合など）および配信プランについて提案すること。
 - イ. SNS等による情報発信も可とするが、観光機構が管理するSNS等による発信は、観光機構の別事業にて実施する予定であるため、提案には含まないこと。
- ③ 配信回数・時期

- ア. 1回2週間～1か月を単位とし、配信の回数と時期を提案すること。
- イ. 令和8年1月16日（金）までに露出・発信を完了すること。

④ 使用する動画

- ア. 上記（1）により制作した動画
- イ. 昨年度事業で当機構が制作した既存動画
 - ・ 参加表明事業者には、観光機構より素材内容が分かる資料を配布する。
 - ・ 素材は採択後に提供する。USB等の記憶媒体を用意すること。
 - ・ 提供する素材データは当事業にのみ使用し、事業終了後に削除すること。

(3) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他

上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) KPI

- ① 映像制作
テーマに沿った縦型ショート動画（15～30秒程度）を3本以上制作
- ② 映像発信
欧米豪市場の旅前シーンで訴求できる広告配信 1回2週間～1か月を複数回実施

(6) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(7) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(8) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 一次納品
 - ア. 納品期限
令和7年9月30日（火）まで
 - イ. 納品物
配信に使用できる状態の動画データ（MP4ファイル）およびテロップ等が含まれていない動画素材（MP4ファイル、編集可能な状態のもの）
- ② 最終納品
 - ア. 納品期限
事業期間終了日
 - イ. 納品物
 - (ア) 事業実績報告書 紙媒体3部およびデータ
個人情報等を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。映像発信については、掲載した媒体が明確に確認できる資料を含めるほか、SNS等による発信の場合は、閲覧者の反応が分かる資料（エンゲージメント等数値で表された資料）を含めること。
 - (イ) 納品物すべてのデータを格納したUSBメモリまたはハードディスク2点

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和7年5月12日（月）12:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 事業企画本部 プロモーション部 石橋静枝 ishibashi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

- ② 企画提案事項の総括表
各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4 用紙 1 枚程度）。
- ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
- ④ 事業実績
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。
ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。
- ⑤ 業務実施体制
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
- ⑥ コンソーシアム協定書の写し
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）
- ⑦ 見積書（参考見積り）
 - ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
 - ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4 判 5 部（社名あり 1 部、社名なし 4 部）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）12：00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光機構 事業企画本部 プロモーション部

担当：石橋 静枝 TEL 070-8921-4658

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

※道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）への誘客を目的とした内容について

北海道観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないため提案に含めないよう留意すること。

【例】赤れんが庁舎への誘客を PR する動画制作等

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1 社 1 提案とする。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱い

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人 北海道観光機構
事業企画本部 プロモーション部 石橋 静枝
Email ishibashi@visithkd.or.jp
TEL 070-8921-4658

以上

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

契約区分

- ・ 委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める（準）委任契約があります
- ・ （準）委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- ・ 再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます（再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり）。
- ・ 受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・ 再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・ 再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・ 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・ 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・ 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他（コンソーシアムに係る留意事項）

- ・ 代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・ 代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。
ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・ 業務の全部を再委託する場合
- ・ 業務の主要な部分を再委託する場合
- ・ 複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・ 再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・ 再委託する理由及びその必要性
- ・ 再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・ 再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・ 再委託する相手方の過去の履行実績
- ・ その他求められた書類

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和7年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和7年度アドベンチャートラベル映像制作・発信事業」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

